

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年一月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 (略) 2 清涼飲料水の製造基準 (1) (略) (2) 個別基準 1. ～3. (略) 4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料（果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであって、原料用果汁以外のものをいう。以下同じ。）及び原料用果汁以外の清涼飲料水 a～d (略) <u>e 清涼飲料水のうち、cに定める方法により殺菌又は除菌したものに乳酸菌、酵母、発酵乳又は乳酸菌飲料を混合するものにあつては、混合以降の工程を病原微生物により汚染されない適当な方法で管理し、自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。</u> f (略) 5. ・6. (略) 3・4 (略)</p>	<p>第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 (略) 2 清涼飲料水の製造基準 (1) (略) (2) 個別基準 1. ～3. (略) 4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料（果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであって、原料用果汁以外のものをいう。以下同じ。）及び原料用果汁以外の清涼飲料水 a～d (略) (新設) e (略) 5. ・6. (略) 3・4 (略)</p>